

第4回宮城県における復興祈念公園
基本構想検討調査有識者委員会

議 事 録

日 時：平成26年3月7日（金）14：30～16：30

会 場：石巻市役所 4階 庁議室

(午後 2時28分 開会)

○東北地方整備局都市・住宅整備課建設専門官

現地視察、お疲れさまでございました。

皆様おそろいですので、定刻よりも少し早いですが、ただいまから第4回宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会を開会いたします。

本日司会を務めます東北地方整備局建政部都市・住宅整備課の澤田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、来週3月11日をもって東日本大震災発生から3年を迎えますので、改めて震災で犠牲となられた方々へ哀悼の意を表して、全員で黙祷をささげたいと思います。ご起立願います。

黙祷。

(黙 祷)

○東北地方整備局都市・住宅整備課建設専門官

ありがとうございました。ご着席ください。

ここからは座って進行させていただきます。

内容に入ります前に、資料の確認をいたします。

机上のダブルクリップでとめてある資料をごらんください。

まず、次第、出席者名簿、配席図、配付資料一覧がございまして、配付資料は1から9までございます。

資料1、第3回委員会の主なご意見、資料2、パブリックコメントで寄せられたご意見における主な論点とその対応について、資料3、パブリックコメントで寄せられたその他のご意見に対する見解・対応(案)、そしてパブリックコメントを実施した際に配布しましたチラシ、そして資料4といたしましてパブリックコメント時に提示しました基本構想(案)、そして資料5がその参考資料、そして資料6といたしまして、資料2で提示いたします論点に沿って修正をするということを考えておりますが、その事務局案といたしまして新旧対照表をつけてございます。資料7につきましては、古藤野委員提出資料といたしまして「追悼記念公園を考える市民の集い」開催報告とそのチラシがございます。そして資料8といたしまして次年度に向けた課題、資料9、今後の予定でございます。

そして、委員の皆様には別にご審議いただく際の参考となる資料集を用意してございます。不足のある場合は事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

本日の委員会につきましては、議事次第にありますとおり16時までの予定で進めさせていただきたいと思っております。

また、本日、速記により記録をとっておりますので、委員の先生方におかれましては、ご発言の際に事務局の者がお持ちするマイクをご利用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、委員長の涌井先生から一言ご挨拶を頂戴いたします。よろしくようお願い申し上げます。

○涌井委員長

着席のままで失礼いたします。

先ほどはまた事務局のいろいろご配慮で、現地で高所作業車からある一定の高さでどのような眺望、あるいは公園予定地における状況がつぶさに体感できるようにというご配慮をいただいております。ありがとうございます。

あの現場でも私は感じたのですけれども、物理的な話はともかくとして、とにかく当日、今から3年前の3月11日の被災をされた方々に改めて思いをはせたわけでありまして、さぞかし寒かっただろうなというような、改めて犠牲者の方々に対して哀悼の意を表したいというふうに思います。

さて、1月28日に第3回の委員会がございまして、それ以降、その第3回の委員会の結論を踏まえて、2月12日から27日まで、先ほど事務局のほうからお話ございましたようにパブリックコメントが寄せられました。これが幾つかの論点にきょう整理されて議題として上がってまいりますので、そこをしっかりと議論をして、皆様方がどんなことをお考えなのかということを受けとめながらこの委員会に投影をしていくということが重要なのかなとこういう気がしております。

そのうち、先ほどもご紹介がありましたように、古藤野委員の会で3月1日にこの公園のことを考えるというひとつのフォーラムを開催していただきまして、そこでも多くの意見が多分出てまいっただろうというふうに思いますので、この委員会としてはそうした多くの方々のご意見を踏まえながら、なお、今年度最終の委員会となりますので、次年度にどう考え方を引き継いでいくのかということをもとめさせていただければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○東北地方整備局都市・住宅整備課建設専門官

ありがとうございました。

次に、本日まで出席の委員及び行政委員の皆様につきましてご紹介いたします。

配付資料の出席者名簿にございますとおり、東北大学の今村先生がご欠席で、他の委員の先生方はご出席いただいております。委員の皆様につきましては6名、行政委員の皆様につきましては5名、計11名の委員の先生方にご出席いただいております。なお、行政委員を除きました委員の皆様、ご出席が7名中の6名と過半数を超えておりますので、有識者委員会の設置要綱に基づき委員会として成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これから議事に入りますので、ただいまからはカメラ撮影をご遠慮いただきますようご協力をお願いいたします。

これからの進行は涌井委員長にお渡ししたいと思います。委員長、どうぞよろしく願いたします。

○涌井委員長

承りました。それでは、この次第にございます第3の議事に入りたいと思います。

本日は配付資料を見ますと、まず資料1の第3回委員会における意見の概要、資料2の最初のページ、パブリックコメントの実施概要、そして資料7の古藤野委員提出資料がご報告事項であるようでありますので、まずはそれについてまとめてご報告をいたどころというふうに思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、そのようにさせていただいて、まとめてご報告いただきたいと思います。

次に、議事(2)のパブリックコメントの結果と対応についてですが、特に資料2のパブリックコメントで寄せられた意見における主な論点とその対応についてということが、本日は非常に、次年度にこの委員会の成果を引き継いでいく上で重要なことだというふうに考えておりますので、予定では16時までとなっておりますけれども、この議論をしっかりと尽くすことが肝要かと思っておりますので、多少冗長になってもこの時間に縛られて議論を未成熟にするということは避けたいというふうに思いますが、もちろんお帰りのご都合のある委員の方々もおいでになろうかと思っておりますので、ご遠慮なくお申し出いただいて、議論はできる限り成案を得たい

というふうに考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

そして、最後には議事(3)の次年度に向けた課題と今後の予定について、事務局からご説明をいただき、時間の許す限りこれについても意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

では、第3回委員会における意見の概要、パブリックコメントの実施概要、そして古藤野委員提出資料について、それぞれ一気にご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

○東北地方整備局都市調整官

東北地方整備局都市調整官の脇坂でございます。

それでは私のほうから、まず前回1月28日に開催されました第3回委員会の主なご意見について簡単に触れたいと思います。

資料1のほうをお開きいただければと思います。

前回、第3回委員会でございますが、パブリックコメントにかける案としての復興祈念公園(仮称)基本構想(案)というのを提示させていただきまして、ご議論いただきました。

その際、基本的には賛同するというような形でございますが、各委員からいろんな意見をいただきました。

涌井委員長から、南浜地区や石巻市にとどまらない東日本大震災の記録の保存・伝承について位置づけが必要ではないかといった意見、また、日和山は人々と海との対話を物語る象徴と言えると、公園と日和山との関係を位置づけたほうがよいのではないかと。

また、松村委員から、多様な主体による多様な活動の拠点について位置づけが必要ではないかと。

また、牛尾委員から、海外からの樹木の話がございまして、そのような樹木の植栽も可能とする余地を残したほうがよいのではないかと。また、追悼と鎮魂の丘の際には下から津波の高さを見上げたほうがより恐ろしさを実感できるという視点も加えたほうがよいのではないかと。

また、亀山委員から、ご遺族の方々が祈りをささげる場であるとともに、この震災を伝え、あるいは子供たちに学んでもらう機能も必要であるという方向性を示していくとよいのではないかと。

いか。

また、舟引委員から、基本構想案に宮城県の被災状況に関する記述や、なぜ宮城県全体を代表する公園なのか、国が関与すべき公園なのかという観点が不足しているのではないか。また、追悼と鎮魂の丘で意識する方向として、海だけではなくて他の要素、太陽などを踏まえた方向も考慮することを加えるべきではないかといったご意見がございました。

またその後、参考資料で空間構成の資料も提示させていただきましたが、それに対しまして、涌井委員長から、土地の成り立ちをビジュアルにしっかり残すことが重要ではないか。

また、森山副委員長から、その場にあったものを残す、また、土地の歴史を伝えていくということが土地を活かす考えにつながるということで、あの丘のデザインのお話がございました。また、登ってみたい丘にするにはアプローチの流れや動線が重要な要素となると、上に上がったときに落ちつきが感じられる空間、自然と人との関係を感じられる空間とすることが重要であるという意見をいただきました。

また、古藤野委員から、人工的な空間、芝生などは維持管理費もかさむので、森づくりを通して豊かな自然の中で気持ちよいと思える空間にすることがよいのではないか。

また、松村委員から、公園からの日和山の見え方、また、日和山からの公園の見え方についての配慮が必要ではないか。

また、千葉委員代理から、どのように公園まで来るのか、そのアクセスについても検討したほうがよいのではないかといったご意見をいただきました。

特に構想に関するご意見を反映させまして、各委員確認のもとにパブリックコメントに提示する構想案というふうにまとめさせていただいております。

それが資料の4と5でございます。説明については省略させていただきます。

パブリックコメントでございますが、資料2の1ページ及びこのチラシをご覧いただければと思います。

このチラシにつきましては、石巻市の協力をいただきまして、市内全戸配布をさせていただきました。また、石巻市役所、宮城県庁、東北地方整備局に閲覧場所を設け、意見箱を設置しました。さらに、インターネットでもホームページを開設してこの基本構想案に対する意見募集を行ったものでございます。

期間でございますが2月12日から2月27日の2週間ございました。意見の募集方法ですが、先ほど話しました東北地方整備局、宮城県庁、石巻市役所に置いた意見箱、また、はがき、または封書による郵送、ファックス、電子メールということで募集をいたしました。

意見の件数でございますが、全体で44通ございました。この1通ごとにさまざまな複数の意見も入っておりますので、意見件数でいきますと100を超えるような数になりますが、提出数でいえば44件ということでございます。

資料2の1ページの下の方に簡単に属性などを書いてございますが、石巻市の方が大体全体の4分の3であったということです。また、性別でいうと男性のほうが64%と多く、年齢構成でいいますと60代の方が4割と大変多く、さらに70代の方も加えますとそれで半分に達するというような状況でございました。

また、意見を寄せられた方ですが、意見箱が21%、メールが43%、ファックスが32%というような状況でございました。

内容につきましてはまた後ほど、この論点に沿った形でまたご説明させていただきます。

以上でございます。

○涌井委員長

ありがとうございました。

それでは、恐縮ですけれども、古藤野委員から去る3月1日に石巻市内で地元のNPO法人いしのまき環境ネットといのちの森をつくる会が共同開催をしました「追悼祈念公園を考える市民の集い」についてご報告を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○古藤野委員

3月1日に「いのちの森 追悼祈念公園を考える市民の集い」を開催いたしました。

開催趣旨といたしましては、いのちの森をつくる会の3者の考えを発表することにより、市民の関心が高まり、公園に対するさまざまな意見を出してもらうことを目的といたしました。

集まりましたのは、来場者数53名で、その中で約40名の方々からアンケートをいただいております。

内容といたしまして、はじめに私のほうから、シンポジウムの対象であるこの南浜公園の今までの石巻市のワークショップのお話、あとはこの委員会のお話等の経緯を説明させていただきました。

つぎに、第1部として「日本の文化と森づくりの意義」という題で当会員の齋藤から、第2部として「祈りの生活」という題で当会員の樋口からのお話と、そして第3部として「なぜ、門脇と南浜に公園をつくるのか」という題で、当会員の阿部から、3者で約2時間お話をさせていただきました。

それに対するアンケート結果でございます。

祈念公園の目指すべき姿について。

私たちの営みがあったことを後世にきちんと継承し、人と自然が共存・共栄してきたことを示してほしい。

公園が追悼される場で、森に囲まれた静かな場所、癒しの場所にすべきというのは賛成。

見えない物（心）を第一に考えたい。

地元の犠牲者の思いに配慮したものとすることが重要。

公園の目的は単に遊びの場という意味の公園ではないことを認識し、祈りの心が根づくことが大事。

常に大勢の人が集まって祈りをささげる場所、スポーツ公園や後の世代に語りつながれる場所としてほしい。

石巻の水、風、植生そして歴史、風土をベースにしながら、植物に包まれ、安全を感じられる公園となるとよい。

うっそうとした森より、明るい開けた公園で、地元民も集う場であったほうがよい。

市民が当事者意識を持ってつくられた公園となるよう望む。

2つ目、祈念公園の整備に向けた課題について。

森の管理や維持費の問題をどう考えるか。市が維持の費用を永続的に出せるとは思えない。

美しい公園を保つためには、多くの管理費が必要になるだけでなく、地域で守る取り組みも必要になると思う。

木は維持費がかかり、子供が少なくなるのだから維持のための負担をかけてはいけない。

森をつくることにより生物多様性のバランスが崩れることも考慮する必要があるのではないか。これは補足しますと地元の植生を大切にしてほしいということです。

公園としては広過ぎないか。追悼祈念公園という名称では今後の利用が限られてくるのではないか。後世に負担のないような運営はできるのか。

ただの祈りの場では、維持も管理も難しい。市内の商業と連携し、石巻の発展を支え合う野は必要だと思う。

これから人口が著しく減る石巻の経済活動を考えなければならないと思います。

その次のページで、その他、今後の公園整備について。

門脇小学校付近に震災関連展示施設をつくり、教育の場兼公園維持のための収益源にするのが現実的。

子供たちに名前を考えてもらったかどうか。

花屋やお休みどころ、レンタサイクルが欲しい。

砂浜の植生が残っている最後の地域。森だけではなく浜の植生も生かしてほしい。

活かされるイコール継承される森となるよう、植樹する木には購入した苗ではなく、市民が育てた苗を植えるとよい。

「命を学ぶ場所」や「自然災害とそれからの道のり」を学べる場所、祈りの場の近くに設けるのがよいと思う。

これからの被害を防ぐために学びの場としての視点を入れてほしい。門脇小とその体育館ではどうか。

というようなアンケート結果でございます。

それで、私のほうで今回のシンポジウムを聞かせていただいた中でまとめさせていただきますと、やはり「祈り」という、亡くなった方に対する祈り、自然に対する祈りというものがベースで、やはり単なる運動公園とか遊びの場というものはそれをベースに深く考えた中でやってほしいという意見が多かったと思います。

それと、人が集わない公園ではやはり維持費もかかるので、一面、祈りの場として神聖な森というものもあるのですが、反面、人が入りやすい明るい森、子供が集える森というような意見もあり、その辺の祈りという部分と人が集うという部分に深くこれからも議論が必要なのかなというふうに感じました。

○涌井委員長

最後に大変貴重なご意見もつけ加えていただきまして、古藤野委員、ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局のご説明と、そして今、古藤野委員のご報告について、何かご意見なりあるいはご質問ございましょうか。

つけ加えますと、パブリックコメントについては先ほど冒頭に申し上げましたように個別具体的に、これから内容を論点整理をしてご説明いただけるようでありますので、その内容ではなくこの概要について何かございましたら、いかがでございましょうか。

(発言なし)

それでは、次のパブリックコメントのご報告をいただいて、またそこでこれからに立ち向いたご意見を頂戴してもよろしいのではないかなという気がいたしますので、それでは早速、続

きまして資料2のパブリックコメントで寄せられた意見における主な論点とその対応について、これを事務局では9つの論点に整理をしていただいておりますので、私の考え方としてはそれぞれの論点ごとに意見をいただいたほうがより市民の皆様のお考えと我々の考え方をすり合わせる意味でも意味があると思いますので、そうした整理の仕方での議論を進めさせていただこうと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

では早速、事務局のほうから資料の2に基づきます、まず論点1、これについてご説明を頂戴したいと思います。

○東北地方整備局都市調整官

それでは、今、委員長のほうからお話がありましたとおり論点を9つ挙げさせていただきました。

パブリックコメントでは具体的なこういった公園にすべきだというご提案をいただいたものも大変多くございますが、その中で特に基本構想そのものにかかわるようなものとか、基本構想の変更を求めるようなご意見につきましては、事務局だけではなくこの委員会にお諮りして、その上で対応を決めていきたいと考えてございまして、そういったことが必要な論点を9つ挙げさせていただきます。

それではまず、論点1でございます。復興祈念公園の必要性についてのご意見でございます。

ここにまず、2ページのところに復興祈念公園に賛成する意見と書いてございますが、復興祈念公園に賛成する意見がパブリックコメントでは大変多くございました。とてもすばらしい計画だというご意見、また、特に多かったのは、今の古藤野委員の話からあったとおり、追悼と鎮魂の場所とすべきだという、それが大変意味のあることだという意見が大変多くございました。ここを鎮魂と希望の聖地にしてほしい、この公園は遺族のために癒すためにつくるべきだとか、祈りの場をつくることが重要、ここに来れば思いを寄せることができる公園にすることが大事だと、多くの方が集まって3月11日に祈りをささげるようにしたい、また、その地に亡くなられた方の思いや家を失った方の思いがあることを忘れずにつくってほしいというご意見がございました。

また、教訓の伝承の場としても次世代の教育の場として生かしてほしい、被害の深刻さや悲惨さを正しく伝えてほしいというご意見がございました。

3ページをお開きいただければと思います。

また、ボランティアも年々減少している現在にこういう構想案があることはとてもすばらしいと、何をしたいかわからないといった方も少なくない中でいきつけをつくり出せるチ

チャンスだと思うというご意見もございました。

一方、この復興祈念公園に明確に反対するご意見もございました。

主な反対の考え方でございますが、財政状況も厳しい中、将来に向けて大きな負担を強いる復興祈念公園整備は絶対にやめてほしい。

しょせんは単純な自然災害である。戦争のような複雑な出来事に比べれば教訓の継承ははるかに容易である。関東大震災程度の記述が教科書にあれば、その教訓継承は可能である。

大川小学校のように公的な場所で大量の死者が出た事例を別にすれば、追悼は個人のレベルですればよい。

私たちは自分で住みたいと思った場所に住んでいるのである。それによって得られる利益も不利益も各自が自分の責任で引き受けるべき。南浜町は放置すればよい。市が非可住地域と定め公園化しようとしたことによって地権者への保障をせざるを得なくなった。これも税金の使い方としては間違いであると思う。

こういったご意見がございました。これはおひとつの意見でこういった4つの論点で反対されているということでございます。

論点は、この復興祈念公園をこの石巻市南浜の地に整備することが必要かということで挙げさせていただきました。

事務局の対応方針についてです。先ほど申し上げましたとおり、パブリックコメントではこの整備の必要性について賛成する意見が多く見られた一方で反対する意見もございました。しかしながら、以下の理由のとおり、復興祈念公園が必要であると考え、この基本構想は原案どおりとしたいと考えてございます。

その理由でございますが、下に書いてございますとおり、そもそもこの話といたしますか、この復興祈念公園のもととなる考え方でございますが、平成23年5月10日に東日本大震災復興構想会議が決定した復興構想7原則の原則1におきまして、「失われたおびたしい『いのち』への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとっての復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記憶を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」としておりまして、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」とされているところでございます。

4ページでございますが、こういった基本理念を今回パブリックコメントであげさせていただきましたとおり、東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大震災でござい

まして、宮城県では全国の約6割となる1万1,000人の方々が犠牲になり、石巻市は国内最大の約4,000人の犠牲者が集中しているところでございます。とりわけ南浜地区は津波来襲後の火災も相まって多くの方々が犠牲になった場所であり、東日本大震災の被害を代表する場所となっております。

この委員会でも、特に第1回委員会におきまして、この南浜地区に復興祈念公園を整備することが必要であるという意見が多くございます。特に三浦委員からこの公園を整備したいという意見、また、亀山委員のほうから市民の声としてこの場所の公園整備を求めるといった意見も出されてございます。よって、宮城県、石巻市からの発意に基づきまして、犠牲者の追悼や鎮魂、震災の教訓の伝承等の機能を持つこの復興祈念公園をこの石巻市南浜地区に整備することが必要であると考えてございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

○涌井委員長

冒頭から大変重たい話なのでありますが、パブリックコメントをしっかりと整理して、我々がこれを読み飛ばすという姿勢をとらないで、やっぱりしっかり向き合った議論をすることが非常に重要なんじゃないかと私も思いますので、これについて事務局に対応方針というもの、あるいはその理由というものを明確に整備していただいていますけれども、ご意見がございましたらいかがでございましょうか。

一番重要なことは、地元の発意ということが一番重要で、宮城県の三浦委員、そして石巻市の亀山委員からもぜひこういうものがということが前提になっておりますので、これについてのご意見を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

○千葉行政委員代理

きょうは代理ということですがけれども、最初の委員会で、三浦副知事がお話ししたのを私も記憶しているのは、やはり未来の子供たちに伝えられる、つなげられるそういう場、そして鎮魂、追悼の場がどうしてもやはり必要だと。この辺がやっぱり原点なのかなと思っております。

やはり場所としても、東日本大震災の中で最大の被害地という場所であったという場所性もありますので、この気持ちというのは今でも変わらないというふうに考えています。

以上でございます。

○涌井委員長

ありがとうございました。

亀山委員、いかがでございましょうか。

○亀山行政委員

私も第1回委員会で申し上げましたように、多くの犠牲を宮城県及び周辺各県の沿岸部で被りました。そういった中で、最大の被災地となりました石巻において津波による災害の教訓をいかに活かしていくかということが、これからの防災上大変重要なことだと思っております。そういう意味では沿岸市町村の被災地の拠点としてどのような取り組みが必要かということを経験していただいて、そして二度とこのような災害が起こっても生命をいかに守るかということ伝えていくことが必要ではないかと思っております。

そういう意味で、多くの犠牲者が出たこの南浜町に祈念公園をつくるということは、非常に重要ではないかと考えております。

○涌井委員長

ありがとうございました。

今、それぞれ行政側の委員のほうからのお話でしたが、いかがでございましょう。あるいは国の立場から、舟引委員、何かご意見ございましたら。

○舟引行政委員

国の立場といいますと、先ほどの説明の中でいいますと、やはり復興構想会議からのご示唆を受けて我々動き始めているということでありまして、ただ、この復興構想会議の中の表現も見させていただきますとわかるとおり、地元の発意によるという条件付きの表現がなされている。

私、そもそも構想会議に参加しているわけではございませんけれども、この文言から読み取る限りにおいては、地元の発意というものを受けて、国として何らかの対応をしていくべきであるという方針について変わりはないのだと、そういう理解でございします。

○涌井委員長

いかがでございましょう。

どうぞ、もしよろしければ。

○松村委員

地元の発意というところですけども、そこは今回、パブリックコメントでも多くの賛成意見、そして検討すべき反対意見というのが寄せられましたが、ここだけではなくて、これまでこの祈念公園のほかにこれからの祈念公園のあり方を考えるワークショップ開催ですとか、あるいは昨年開催しましたシンポジウム、そちらでも多くの意見が出ているわけです。そういったことも踏まえながら考えるべきだと思います。

そちらでたくさんの思いが寄せられました、特にワークショップにおいては大人だけではな

くて子供たちに集まっていただいて、これからこの石巻市、多くの犠牲を出した南浜という場所をどういうふうに生かすべきかということのたくさんのアイデアをいただきました。それは一見何か子供らしい空想的なところもありますけれども、でも実は大人以上に核心を突くような意見もそこにはあったのだと思います。

まさに考えるべきは、今、ここにいるような年代だけではなくて、今小学生、中学生、あるいはこれから生まれるような世代も含めて、市民の公園としてこれから祈念公園をぜひつくるべきだというふうに考えています。

○涌井委員長

ありがとうございました。

これについては、あえて事務局はこの反対意見もこういう意見があったという形でお示しをいただいて、もう一度これをとり直そう、こういう姿勢だろうというふうに思います。

私は、実は検討会という最初にこの議論をするときに、その検討会の座長を引き受けさせていただいたという立場もあって、先ほど舟引委員からご発言もございましたように、とにかく基本は地域、地元の方々がこうしたものが必要だということを前提にしながら、一体どういう支援、応援ができるのかということが非常に重要ではないかと、こういうことを一生懸命考えさせていただいたつもりであります。

そこで、私の意見でありますけれども、先ほどの古藤野委員からのご報告、そして今、松村委員からのご報告もありましたように、行政レベルのみならず市民の中からも内発的にこうしたものをどうやって大切にしていこうか、むしろつくるのが是か非かという議論を超えて、できた後、どのようにこうしたものをどう位置づけて、どんなものが欲しいのかというところまで踏み込んだ議論をしていただいているということもございますので、これについてはこうしたご意見があったということ踏まえながら、今後のひとつの大きな、我々、こういうお考えがあるということ踏まえながら今後の構想を詰めていくということで、ぜひこういうものを、これについて必要であるということについてはこの委員会としては揺るがないという結論で臨みたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

ありがとうございました。それでは、そういうことでこの論点1については議論を締めくく

りたいと思います。

それでは、続いて論点2について事務局からご説明を頂戴したいと思います。

○東北地方整備局都市調整官

続きまして論点2、「鎮魂」という言葉についてです。

パブリックコメントではこの場所を鎮魂の場所にすべきだという意見がございました。この場所が楽しくなることが鎮魂になり、旅立った人に安心していただくことになるというご意見、また、ここが南浜地区が追悼と鎮魂の地と生まれ変わり、真の復興を成し遂げ未来に向かって震災の実情を伝えていくという使命を担うというお話、また、南浜地区を鎮魂の祈念公園として次世代へつないでいくということはとても大切な意義があると。また、この場所を鎮魂と希望の聖地にしてほしいという意見がございました。

一方、こういう趣旨に反対するという事ではないのですけれども、そういう意味で鍵括弧をつけさせていただいておりますが、「鎮魂」という言葉を用いるべきではないという意見もございました。「鎮魂」は言葉として不適合である。誰の魂を鎮めなければならないのか、既に震災死亡者の葬儀は済んでいるのだから、死者の魂を鎮魂するというのはおかしいというご意見がございました。

論点といたしましては、この「鎮魂」という言葉をほかの言葉、例えば慰霊とか供養とかございますが、こういったものに修正するべきかどうかということで設定させていただきました。

事務局の対応方針でございますが、鎮魂については言葉としてはふさわしくないというご意見もあったものの、以下の理由のとおり、原案のとおり「鎮魂」という言葉を用いることとするとしてございます。

その理由でございますが、先ほど述べましたように、大もとになります東日本大震災復興構想会議の7原則の原則1に、失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ復興の起点であると。この観点から鎮魂の森というような言葉が使われてございまして、これまで「鎮魂」という言葉は使われているわけでございます。これは「復興への提言～悲惨のなかの希望～」にも同様の表現が使われてございますし、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても同様でございます。

次のページでございますが、「鎮魂」という言葉は文字どおり「魂を落ちつけて鎮めること」という意味がございまして、ご意見としましては既に犠牲者の葬儀が済んでいる以上、言葉としてふさわしくないというご意見もございました。しかしながら、この震災犠牲者への追悼と鎮魂がこの公園のもともとの、かつ最大の目的でもあることとございましてことから、本構

想では見直しをせず、原案のとおり「鎮魂」という言葉を用いたいと考えてございます。

以上でございます。

○涌井委員長

ありがとうございました。この論点2もなかなか難しい議論ではあるかと思いますが、これについてご意見ございませんでしょうか、いかがでしょうか、どなたか。

皆さんに考えていただいている間に、ちょっと私の所感を申し上げますと、きょうは事務局のご配慮で高所作業車に乗せていただきました。それ以前に、実はあの現場に立ったときに、私はどうしてもこのまま高所作業車に乗らせていただくのは失礼だという思いがふつふつと湧いてきまして、思わず現場に向かって手を合わせていただいて、さらに高所作業車の上に乗ってもやはり同じような思いにとらわれて、どうしてもおのずとその合掌する、それは実は私の心の中に理屈が全くあるわけではなくて、ごく自然な思いに突き動かされてそうした感じになった。

そういう現象とか気持ちをどういう言葉で表現するのかということを経験的に提起するという意味ではなくて、とにかく安らかであってほしいという思い、こういう思いが何となくふつふつと湧いてくるのが自然であり、これをどういう言葉が適当であるかという議論以前に、そうした思いの共通解みたいな言葉がこの定義、文学上の定義、国文学上の定義とか、あるいは日本語に関する言語学上の定義とは別にそういう思いがこの鎮魂という言葉にあらわれていて、それを皆さんが共通解で持てるのだったらそれはそれでいいのではないかという感じを持っているのでございますけれども、けしからん、あるいは、いや、それはちゃんときちっとしたほうがいいよというご意見や、あるいはそうだというご意見がありましたらぜひ頂戴したいんですが。

これだけ長くしゃべりましたので、皆さんの中でもある程度考えていただけたのではないかと思います。

どうぞ、古藤野委員。

○古藤野委員

やはり言葉は大切だと思うので、正しく、もし鎮魂という言葉よりもふさわしい言葉があるのであれば、正しく使っていただければと思います。

なぜかと申しますと、やはりたくさんの方々の方が亡くなった場所で、本当に慰霊も含め、祈念という言葉も含め、とても重いので、やはりこの言葉として本当に適切な言葉で応えてあげたいというか、やっぱり大切にしていきたい。何回もこういう委員会を開いたりフォーラムをや

ったりするたびに、必ずこの点は遺族の方々からご指摘いただくところなので、この辺は慎重に言葉を使っていたきたいと思います。

○涌井委員長

ありがとうございました。そのほかいかがでございましょうか。

なかなか重たい議論ですから。

どうぞ、松村委員。

○松村委員

直接的に論点に対して対応しているかどうか、ちょっと自分でも悩ましいのですけれども、まず涌井委員長がおっしゃったとおり、一番大事なのは理屈ではなく自然と手を合わせるといふそういった気持ち、多分それは人間として根源的なものだと思うのですけれども、そういったところが多分一番の土台、根源になるといふところは間違いないと思います。鎮魂に対して、今、慰霊、供養などが挙がっていますけれども、これは宗教用語ですとか、日本語として考えるということが必要になるのかもしれませんが、まず、もちろん犠牲になられた方を鎮める、癒すといふところ、あとは残った人間を癒すという視点も恐らくとても大事なことだと思うんですね。大事な家族ですとか、思いを寄せている人がなくなった、今残っている人間のほうがむしろ癒されるべき必要があるのだと思います。

そういうふうには魂というのが本当に亡くなられた方というふうには定義するのが正しいのかもしれませんが、人間の気持ちといふふうにも考えることができると思うのですね、そういうふうには気持ちを静めるといふところでは鎮魂という言葉は決してふさわしくないわけではないと、適切ではないかといふふうには考えております。

○涌井委員長

ありがとうございました。

学識委員の先生方、何かございませんか。

どうぞ、森山委員。

○森山副委員長

言葉そのものよりもやはりその意味といいますか、使い方が大事かと思えます。やはり我々が今生きている大きな理由のひとつとして先祖といふか、昔のいろいろな方々の知恵なり努力なりが今の私たちの生活をつくっており、今回、震災で亡くなられた方たちがやはり生きようとしながらその瞬間までこの地で過ごされていたことと思います。したがって、そういうものに対して、幸いにも現在元気に日々過ごしている我々が、そういった方々に対する畏敬の念で

すとか、あるいは命についても一度考え直すという気持ちを持つことが、やはりこれから人と人とのつながりとかコミュニティですとか、あるいはこの地の文化が次の世代に継承することになると思いますので、そういった思いを復興祈念公園の中でしっかりと位置づける、あるいはそういう気持ちをこの中に込めるということが大事だと思います。現在では鎮魂という言葉が私もふさわしいと思いますので、意味があることかと思えます。

○涌井委員長

ありがとうございます。そのほか、いかがでございますか。

はい、どうぞ。岸井委員、お願いします。

○岸井委員

どういう言葉を使うのが今回やろうとしている公園の中で具体的なものとして反映されるというのであれば、かなり慎重論になるべきだと思うのですが、みんなの思いはやっぱり思いだという気がするのです。それはものではないような気がするのです。そういう意味では、あまり言葉にこだわることはないと思います。鎮魂という言葉が皆様に親しみ、使われているのであれば、私はこれで結構だと思います。

○涌井委員長

ありがとうございます。そのほか、いかがでございますでしょうか。

亀山委員。

○亀山行政委員

私ども生きている者が犠牲になられた方に対する思い、あるいは犠牲者を出したことに対する反省、さまざまな思いを鎮魂という言葉であらわすということは、私は自然の見方じゃないかなと思います。ですから、私は鎮魂でいいのではないかと考えております。

○涌井委員長

ありがとうございます。いかがでございますでしょうか、そのほか。

古藤野委員から言葉は大切だと、これはものすごく委員のご指摘はよく私もわかります。おそらく、身近にそういう方々を見聞きし、そしてむしろ深くそうした心情に触れていればこそ、言葉を大切にしてほしいというお気持ちのご発言だったと思いますけれども、多くの方々のご意見を含めて、みんなが共通して自然に、犠牲となられた方に対する深い哀悼の思いと、そして同時に、もうひとつ大切なことは、それでもここがふるさとであり、この風土とともに生きていき、そしてその犠牲となられた、尊い犠牲となられた方々の思いをも自分たちが受け継いであしたを切り開いていくという意味で自らにも言い聞かせる、そして犠牲者にも誓う、そう

した思いが、たまたま鎮魂という言葉の中に込められているというように理解をすれば、そういうことで共通解としてそういう認識を持てば、先ほど岸井委員からお話がありましたように、それが空間表現を左右するというのであれば別だけれども、なぜこういうものをつくっていくのか、どうしてこういう施設をどのように質を高く、どのように地域の方々の思い、あるいは広範な3.11の経済的な被害なりあるいは生命、身体被害をこうむられた地域のいわば代表的な場所としてのここは果たす役割みたいなものを考えたときに、鎮魂という言葉そのまま踏襲するという事務局側の考え方に同意をするということで、これはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、そのようにさせていただきたいと思いますので。

ただし、さまざまな思いがあるということについてはやはりしっかり踏まえると。こういうことでこの結論にさせていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、論点3をお願いいたします。

○東北地方整備局都市調整官

それでは、論点3についてご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

論点3は、「復興」祈念公園という言葉についてです。

「復興」祈念公園という言葉を使うべきではないというご意見がございました。公園の名称は、協議途中であっても実際にできる場所を示すことになるので大切に選んで使ってほしいと。東日本大震災追悼祈念公園と名づけることを希望する、2年経過しても亡くした家族は復興できない。公人が復興と叫ぶたびに遺族の心が痛んでいる、これがよいことだと思えない。復興祈念公園という表現の判断が非常に難しいところであるが、少なくとも遺族の方々はいまだ復興に対して前向きになれていない。そんな中で「復興」という言葉ばかりが先行してしまう状況に対していまだ距離をはかれずにいる。遺族の方々と前向きな方々の両者に通ずる表現であれば議論に参加でき得る幅が拡張できるといったご意見でございます。

論点は、この復興祈念公園という言葉の修正するかということでございます。

事務局の対応方針でございますが、復興祈念公園という言葉につきまして、遺族への配慮の

ため言葉としてふさわしくないというご意見もございましたが、以下の理由のとおり、原案のとおり復興祈念公園という言葉を用いることとしたいと思います。

理由でございますが、委員会ではこの公園の役割として、復興のシンボルとしての役割に関するご意見もいただいております。また、市民シンポジウムでもさまざまなご意見ございましたが、最後、涌井委員長から「犠牲者への鎮魂の思い」をベースに「石巻の復興」を誓い、その誓いの中から持続可能な未来の戦略を発見していくとまとめていただいております。

また、この公園は石巻市の震災復興基本計画におきまして実施時期を平成23年から平成32年としてございますが、この公園の完成時には石巻市の復興事業は相当進捗していると考えられます。その公園の完成時点を想定いたしますと、この公園は復興が成し遂げられたこの石巻の地域の姿を象徴的に示す役割も持つことから、ご遺族の方々への配慮は十分行う必要があると考えてございますが、この復興という言葉を外すべきではないと考えてございます。

なお、この石巻市南浜地区復興祈念公園という名称は「(仮称)」とついておりますとおり、あくまでも仮称でございますので、この公園の名称につきましては事業実施段階で、県、市も含めまして改めて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○涌井委員長

ありがとうございました。

これについてのご意見はいかがでございましょうか。

どうぞ、古藤野委員。

○古藤野委員

これも非常に言葉の使い方で難しいところなのですが、やはり命というものを考え祈る、そういうところから植樹をしたり公園で市民がいろんな活動をしたりすることによって復興の姿を見せていくというような思いでいます。

それで、この公園をつくったから復興するというものではなくて、復興にかかわりながら復興の姿を見せていくというようなことで、復興というのは後追いで、人によっては復興に対する時間も違いますし、後から少しずつ積み上げていくものなので、ここで復興という言葉を出すことがいいのかどうかということは、当会の中ではいろいろ意見が出ております。当会としましては、先ほどのパンフにも、シンポジウムにもありましたように、追悼祈念公園という形を最初出して、そこから後で復興の形が見えてくるというような名称がよろしいのではないかとこのように意見が出ました。

以上です。

○涌井委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでございましょう。

またお考えいただく間の漫談をひとつ。花見というのがございませけれども、あれなぜ花見をするのか。特に桜の下で花見をする、聞くところによると、「さ」というのは古語でホーリー、聖なるという意味がある。「くら」は宿るという意味があつて、つまり聖なるものが宿る、それが桜であるというのです。なぜその下で酒を飲み、めしを食らい大騒ぎをするのかというと、実は騒ぐことが目的ではなくて、その聖なるものを宿している桜とともに収穫に対するの思い、それから、これから続くだろう農耕に対する無事の祈願、そういうものをお互いに分かち合うというのが花見の原点だと。だから、人間だけが酒飲んで花見で出てきたつまみを食らうのはけしからんわけでありまして、まず先に、自分たちが飲む前に桜に酒を注ぎ、若干のものをささげるといことがすごく大事なんだということ、桜の大権威の佐野籐右衛門さんから聞いたことがあります。

多分それと同じように、我々は先ほども申し上げたように、尊い犠牲者に対して哀悼の意を込めながらも、あしたに向かってどう進むのかということ、その方々とともに分かち合うというのが非常に重要なことで、多分、復興という意味もそういうことに包含されているのかなという感じもしないわけではありません。

これは意見ではありません、あくまでも皆さん方にお考えになっていただくための時間稼ぎでありますので、その間、何かお考えがございましたらぜひご意見を頂戴したいと思います。

どうぞ、森山委員。

○森山副委員長

私が今お話しするのは、実は新しく、昨年だったと思いますが、環境省で三陸復興国立公園というものがスタートしました。そのときになぜ復興という言葉をつけるかという議論の何か文書を私がたしか読んだときの記憶から、今から発言させていただきます。

祈念公園というのは恐らくほかにもあるかと思ひます。字が少し違っているとかこういう意味を含めての祈念公園だと思ひますが、そこにやはり「復興」がつくというのは、実はその三陸復興の例をとりますと、暮らしがそこには含まれると。あるいは地域が回復していくとか、あるいは元気になるとか、元に戻りさらに前へ進むようなそういう意味を含めての復興という言葉がそこでは使ったということで、今回の復興祈念公園につきましても、公園の新たな理念といひますか、そういうものを公園の中に含めて公園の計画なり、計画が実行される、整備さ

れるときに、一般の人々もそういう気持ちを持って公園づくりに参加していただいて、それを将来の子供たちに継承していくという、もう少し広い考え方が含まれているかと思しますので、そういう意味で復興という言葉解釈すれば復興祈念公園というのは、私は非常にここでは適した名前ではないかというふうに考えます。

○涌井委員長

ありがとうございました。そのほかいかがでございましょう。

どうぞ、千葉委員。

○千葉行政委員代理

宮城県でも復旧が進んできて、来年度から再生期という新しいステージに入るという中で我々仕事を進めようとしております。復興ということについても、宮城県においては知事なんかも創造的復興ということで、単なる復旧にとどまらない、今、森山先生がおっしゃったように、やっぱり次の時代につなげられるような復興というのを目指していくと。そういう意味で、復興という言葉自体にはあまり違和感もないし、むしろ適切じゃないかなと思います。

ただ、一方では、この方がおっしゃっているように、遺族の方々の置かれている状況によってそういう言葉に抵抗があるということも理解はできるのですけれども、ただ、我々、例えば復興住宅を実際つくって入居してもらったときに、おばあさんに私ばかりこういうところに入っているのかなというようなこととお話しになった被災者の方がおられましたけれども、やはり復興というのが進めば、そういう被災者の方も新しくやっぱり次のステージに目を向けていただけるということもありますので、ぜひこの公園というのがそういうものにつながるような意味で、復興という言葉を使うというのはいいというか、適切なんではないかなというふうには思います。

○涌井委員長

ありがとうございます。そのほかいかがでございましょう。

では牛尾委員、どうぞ。

○牛尾委員

やはりご家族の方を亡くされたご遺族の方々という問題もありますが、この復興祈念公園という言葉を使うべきではないというご意見の背後にあるのは、結局復興が遅々として進まないという現実があるということをやはり感じざるを得ないかと思えます。今、宮城県のほうからお話もありましたけれども、皆さんまだ、復興住宅にすらほとんど住んでいないわけであって、仮設住宅にいるのに復興祈念公園と言われると、それは現実とは違うのではないかという気持

ちになられる部分があると思うのです。

事務局のほうでは、名称はあくまで仮称であることから、公園の名称について事業実施段階で改めて検討ということで、確かに今の時点で既に復興と言い切ることは、もしかしたら問題はあるかもしれないけれども、やはり未来に対する心の持ちようということで、私は復興ということを入れていいのではないかなと思います。

○涌井委員長

ありがとうございました。

では岸井委員、お願いいたします。

○岸井委員 この場をどういう場だと思うか、私もその思う場なのかなと個人的には思っているんですが、そのときに思うことというのはいろいろあって、亡くなった方のことを悼む、あるいは祈る、さらにはさまざまなことを思い描くというようなそういう思いも当然あると思うんです。

一方で、望みを持つとか、望むとか、あるいは誓うとかそういう思いもあの場所でお持ちになる方がいるのではないかという気がしています。したがって、単に記憶としてとどめる以上に、我々自身が誓うという意味も込めて、現状はまだそういう言葉を使うにはふさわしくないというご批判もあるかも知れませんが、我々自身がそれを誓うという意味においても入れたほうがいいのではないかというふうに思っています。

○涌井委員長

ありがとうございました。そのほか、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、諸委員のお考えも表明されましたように、古藤野委員の会では追悼祈念公園がふさわしいというご意見もあることは承りましたが、私は、この復興という文字だけがひとり歩きしているのだったら多少問題があるかもしれませんが、若干日本語的にはおかしいと思わざるを得ない部分もないわけではないのですが、復興と祈念というのが両方1セットになっているところにこの意味があると思うんですね。つまり、多くの犠牲者の方々の哀悼の意、気持ちを心に秘めながら、同時に安らかであってほしいという、いわば祈念とともに、その犠牲を無駄にしないであしたに向かって前向きに、もう一度このふるさとをポジティブな世界にしていくのだという誓い、これも祈念する、つまり、祈念というのは両方を祈念するという意味合いだというふうに考えますと、実は論点1、論点2、論点3、同じ文脈の延長線上にあるわけではありますが、この言葉を用いて当面は検討することでいくということではいかがでしょうか。

古藤野委員、大変いろんな思いがあると思うんですが、一言どうぞおっしゃってください。

○古藤野委員

この公園は、南浜門脇地区で、やはりその歴史がなくなってしまうと、きょうの新聞でも門脇小学校が石巻小学校に統合されるということで、私たちそこで何十年生きてきた人間からすると、もう町がなくなってしまうと、非常に散り散りばらばらになって、地元住民の声はそんなに多分反映できない状態になっていると思うのですけれども、やはりその場所を提供して、それで何らかのそういう復興のシンボルになるものになってほしいんですけれども、やはりその歴史だとか、そこに住んでいた人たちの気持ちを忘れないでほしいとか、一番大切にしてほしいということをこの委員会の中でぜひ共有化させていただいて、そしてこれから、文書的なものは具体的にこれから後で出てくるのでしょうから、その辺ぜひとも、本当に生活していた方々のことを感じていただきたいと思います。

○涌井委員長

わかりました。大変今の言葉を当委員会としても重視しながら、こういう方向でいくということで決めさせていただくということでよろしゅうございますか。

ちなみに、こういうことがございます。私の経験でいえば、愛知万博が開かれたのが愛・地球博記念公園というのが正式名称であります。ところが、愛称を募集しましたところ、モリゾーとキッコロがいたものですから、モリコロパークという、愛称の中で大多数であったと。愛・地球博記念公園、モリコロパークと言っている間に、だんだんモリコロパークの字のほうが大きくなって、愛・地球博記念公園というのがだんだん小さくなっていくというこういう現象がありまして、やがてこの議論も熟度が上がっていけば、名称その他についてもさまざまな形で、今、古藤野委員がおっしゃったような地域とか、この南浜で暮らしていた方々が要ることが投影できるようなそういうものになっていく可能性もないわけではないというふうに思いますので、今の思いをつけ加えさせていただいて、これでここでは決定をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、これで決めさせていただきたいと思います。

では、論点4をお願いいたします。

○東北地方整備局都市調整官

論点4でございます、8ページでございます。

祈りの対象としての「海」についてです。

海につきましては、きょうもまさに高所作業所から見ていただいたわけでございますが、意見としては、「海」を見えるようにすべきだという意見と、逆に「海」が見えなくてもよい、また、海を祈りの対象とすべきではないという意見がございました。

祈りの対象とすべきでない意見につきましては、今、誰が海を眺めたいと望んでいるのか、震災第1世代は積極的に海を見たくなく空を見上げたいと。海は振り向けば見える程度でよい。

津波が来襲した方向である「海」を意識することが重要とあるが、この表現は遺族の方々にとっては受け入れがたい表現であると思われる。海を祈りの対象としては設定しないほうが望ましく、丘は「海」を意識するためのものではなく、あくまでも犠牲者への「祈り」のささげるためにつくられるべきものだと考える。

祈りに方向をつけることで、恐らく遺族の方々から敬遠される可能性があるかと思う。最大公約数は一体どのような形となるのか、議論すべきポイントだと考える。

前向きな方々と遺族の方々の両者に通ずるようにするために、丘はあくまでも追悼を祈念するため、緊急時の避難場所として整備すると表現するのが好ましいと考える。結果的に山と海が見えるようになることは問題ないが、それが祈りの対象となるのは望ましくないのではないかと思う。

海を見るために丘をつくることには疑問を感じる。避難のための高い場所は既に確保されているし、もともと南浜町や門脇地区から海は全く見えなかった。

というものでございます。

論点は、基本構想において、資料4の基本構想の11ページの空間構成の方針のところに「津波が来襲した方向である『海』を意識する」という表現を記載してございます。こういったものを修正すべきという形で設定させていただきました。

事務局の対応方針でございますが、このように「海」を祈りの対象とすべきではないというご意見がございましたが、本構想では海は極めて重要なキーワードであるということ、また、この構想自体は祈りの対象を海に限定するものではないことから原案のとおりとしたいと考えてございます。

理由でございますが、委員会では特に第2回委員会で石巻が海とのかかわりで生きてきた町であり、また、森山先生からも海がすばらしいものである一方で怖いものであるという意見、

また、祈りの対象はやっぱり海ではないかというご意見、また、公園の丘は輝く海が見える場所といったご意見もございました。

これらのご意見から、この構想では「海」は重要なキーワードであると、また、この追悼と鎮魂の丘から「海」を臨むこと、また、「海」を意識することは重要であると考えておりますので、修正は行わないとしてございます。

また、この構想は祈りの方向を海に限定したり、または祈りの対象を海と設定したりする趣旨で書いたものではございませんので、そういったことから修正は行わないという事務局案とさせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

○涌井委員長

ありがとうございます。これについてはいかがでございましょう。

多くの委員の先生方が既に海というものがキーワードであるということについては、今、事務局がご説明いただいたようにそういう経過があります。とりわけこの事務局の方針にご異議がある、あるいはご質問がある、ございましょうか。

これについては随分議論を重ねてきて、こういう方向でやっぱり海というものを重視すべきだということは一致した見解だというふうに思いますが。

どうぞ。

○古藤野委員

海が見えるというものと、手を合わせるということに、2つ考え方があると思います。祈りのあり方なのですけれども、その亡くなった方に対する慰霊の手を合わせるというものと、大自然に対して手を合わせるといふものの祈りの仕方とあるんですけれども、その大自然に対して手を合わせる海という部分に関して異論はないのですけれども、やはり津波で亡くなられた方に対して、海に対して手を合わせるといふ表現ですかね、そういったものが余り適切ではないのではないかというような、そういった意味合いだと思います。

この基本構想案に出てくるのですけれども、犠牲者に対する追悼と鎮魂の場として津波が来襲した「海」を意識することが重要だといふこういう表現をとっていただいて、そういった大きな意味での海に手を合わせるといふ、祈りというものが大切だと思いますけれども、もっと細かく言いますと、慰霊の場と大きな意味で手を合わせる場所は分けたほうがいいのかなど。それは石巻で亡くなられた方々の慰霊の場所を石巻市の市のほうの管轄の中に設けるとか、そういった意味で、誤解を招かないような言葉づかいをしてほしいという意味合いでございます。

○涌井委員長

ありがとうございました。

これはちょっと事務局のほうから、今の古藤野委員のご意見についていかがですか。

○東北地方整備局都市調整官

この表現は、もともと海を祈りの対象とするという趣旨ではないということから「意識する」という表現を使ったのですけれども、確かにご指摘のとおり、「犠牲者に対する追悼と鎮魂の場であることから、津波が来襲した方向である『海』」というような表現が、そういう意味では祈りの方向を海にするというような誤解といたしますか、そういったことを招きやすい表現なのかなという感覚も多少持っています。

一方では、この委員会のほうで海というのは極めて重要だという意見は第2回委員会で相当いただいたこともございまして、事務局としてそこまで直すかということを見逃したしまして、とりあえず原案のとおりという事務局案とさせていただいたということでございます。

○涌井委員長

今のお話は、資料4の11ページですね。

○東北地方整備局都市調整官

11ページの空間構成の考え方の1)のところでございます。上から3行目です。

○涌井委員長

これは読み方によって、今整理されているとも言えないこともないと思います。前段の部分は、今、古藤野委員がおっしゃったように犠牲者に対する哀悼の意が前段の意味で、追悼と鎮魂の場であるから津波が来襲した方向である海を意識する。後段の部分では、先ほど古藤野委員がおっしゃった大自然に対する祈りも含め、祈りの空間としての海を望みあわせて津波の高さを実感できる。切り分けられていないということもないのだけれども、そこがやっぱりなかなか誤解を受けやすいということもあるということですね。

いかがですか。舟引委員、何かいいお知恵はございませんか。

○舟引行政委員

この文面だけではわかりにくいニュアンスが、今、古藤野委員の説明で何となくわかるとすると、最後の段落ですね、「祈りの空間として海を望み」というのが、この祈りと海と安全につながっているという部分であります。なので、ここがちょっと表現として直接過ぎるかなと。むしろ、前段で「意識する」というところはこういう趣旨、今までの委員会のところなのでこのままでいいとして、こういう趣旨を踏まえて、この「祈りの空間として」という言葉が

なくても、「このため、海を望み、津波の高さを実感できる空間が」というような直し方ではいかがですかねという、ちょっと具体的になります。

○涌井委員長

古藤野委員、いかがですか。

○古藤野委員

そのほうが。

○涌井委員長

それでは、それで趣旨が大きく変わるわけではないと思いますので、今の舟引委員の案は非常に誤解を避けるという意味合いから適当だと思いますので、これを修正、その部分を修正していただくということによろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、そのようにお願いをしたいと思います。

それでは、今度は論点5をお願いいたします。

○東北地方整備局都市調整官

論点5でございます。

門脇小学校、日和山への避難についてです。これは公園に直接関係するような意見というよりも、これも誤解を招くのではというご意見でございます。

震災時には門脇小学校に避難し、さらにそこから日和山に避難したとあるが、門脇小学校にいた生徒と関係者は日和山に避難することができたが、門脇小学校に避難してきた方々は、その後避難できた方と、避難できずに犠牲になられた方に分けられる。この表現は全ての方々が避難できたと捉えられる可能性があり、誤解を生むと思う。

門脇小学校の敷地内でも死者は出ており、門脇小学校は避難の安全モデルにはならないと思う。

というご意見でございます。

論点は、先ほど開いていただいた、まさに11ページの今度は2)の下段でございます。ここに基本構想の「門脇小学校に避難し、さらにそこから日和山に避難した。」という記述がございますが、これを修正するかということでございます。これは確かに誤解を招く可能性が

あるというふうに考えておりました、「門脇小学校に避難したが、さらにそこから日和山への避難を余儀なくされた。」と記述を修正したいと考えてございます。

以上でございます。

○涌井委員長

ありがとうございます。これについてはいかがでございますか。

亀山委員、この修正でよろしゅうございましょうか。

○亀山行政委員

確かに南浜門脇地区の全ての方々が、門脇小学校に逃げて助かったというわけではないことは事実でありますので、そういう意味ではこういった修正をしていただくことは、特に私としても問題はないと考えています。

○涌井委員長

そのほか、いかがでございましょう。

(発言なし)

それでは、とりたててご意見がないようでございますので、これはこのように修正をお願いしたいと思います。

では、論点6をお願いいたします。

○東北地方整備局都市調整官

論点6、慰霊碑や祈りの場についてです。

今回のパブリックコメントは具体的な提案もございまして、その中の代表的なものがこの慰霊碑や、また祈りの場についてのご意見でございます。

慰霊碑の下に亡くなった方々の名簿を奉納していただきたい。

沖縄の平和祈念公園などを参考とした礎や祈念碑の設置を要望する。

また、犠牲者の名前を刻んだ慰霊碑を建立してほしいという意見。

また、心を交わす更新の場・塔と位置づけた造形がほしい。

ボルブドールのような祈りの場が欲しい。

また、祈念のための施設は威圧感のないものにしてほしい。

また、海に見えるようにすべきである。

こういった具体的な慰霊碑や祈りの場に関する意見がございました。

論点につきましては、この基本構想で慰霊碑や祈りの場についての具体的な記述を追加すべきかどうかということでございます。

この対応方針でございますが、多くの意見をいただいておりますが、この基本構想では慰霊碑や祈りの場に関する具体の記述の追加を行わないこととしたいと思っております。委員会でも牛尾委員から慰霊碑に関する意見もございましたが、この基本構想は公園の整備や管理運営の基本的な方針であることから、個々の施設や、またそれらの具体的な考え方については記載するものではないと考えてございます。そのため、基本構想の変更は行わないとしてございます。

しかしながら、この追悼と鎮魂の場においてこの慰霊碑、また祈りの場の具体的な形、またそのあり方は今後の重要な検討課題と考えてございます。したがって、来年度以降の基本計画の検討に当たりましての課題のひとつといたしまして、本委員会の次年度に向けた報告事項としていきたいと考えてございます。

ご審議よろしくお願いたします。

○涌井委員長

ありがとうございました。

これはいかがですか、この委員会、今年度の委員会というのはまさに具体的な姿形に言及するレベルの委員会ではないということがこの前提になっていると思っておりますけれども、とりわけこれについて、修正についてといいますか、この対応方針についてご意見がありますでしょうか。なければ、これを了とするということでいかがでございましょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

ありがとうございます。

それでは次に、論点7についてお願いたします。

○東北地方整備局都市調整官

論点7につきましては、津波の高さの表現についてです。

津波の高さの表現が、津波の高さを追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れるとあります。これは基本構想の中の14ページの真ん中のところでございます。これが遺族の方々にとっては受け入れがたい表現かと思われるので、そういった方々にも配慮された表現としてほしい。

また、意図的に建てる波の高さをあらゆる支柱はストレスを増すだけのものでセンスが悪いという意見もございました。

論点は、この基本構想において、「津波の高さについては、追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れる」という記述を修正するべきかどうかということでございます。

対応方針でございますが、追悼と鎮魂の丘でこの津波の高さを実感するというはこの公園において重要なポイントであり、その方針は変わらないものと考えてございますが、この「デザインを取り入れることにより表現し」という記述は修正したいと考えてございます。

理由は下に挙げてございますが、委員会でもこの教訓の伝承は重要であると、また、追悼と鎮魂の丘で津波の高さを表現することに関するご意見も牛尾委員からもいただいております。この追悼と鎮魂の丘は津波の高さに立ち、または麓から見上げることでその脅威を実感する役割を果たすものと考えてございます。

しかしながら、先ほど慰霊碑のところもございましたが、施設の具体的なデザインまで必ずしも求められるものではないので、意見を踏まえて記述を修正したいと考えてございます。

なお、これも先ほどと同様でございますが、この津波の高さをどう表現していくかについても今後の重要な検討課題であることから、来年度以降、基本計画の検討に当たりましての課題のひとつとし、次年度に向けた本委員会の報告事項としたいと考えてございます。

具体の修正案でございますが、資料6の横長の資料を出していただければと思います。

資料6の最後のページ、6ページをお開きいただければと思います。

「津波の高さについては、追悼と鎮魂の丘のデザインに取り入れることにより表現し」とございますが、ここを修正いたしまして、「追悼と鎮魂の丘では、実際に津波の高さに立ち、あるいは麓から見上げるという体感によって、その脅威を実感できるものとする」というような表現にしたいと思っております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○涌井委員長

これも先ほどの論点6とほぼ同じことで、整合化を図るという意味だと思います。つまり、基本構想と基本計画、これの違いを明確に線引きしたほうがいだろうとこういうことで、次の議論の手足を縛らない、それでいて方向性だけは当委員会で明確にするという趣旨だと思いますが、これをこういうふうに修正することについてご異議のある方はいらっしゃいますか。

では、これも了とさせていただきますよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

それでは、論点8をお願いいたします。

○東北地方整備局都市調整官

論点8でございます。

教訓の伝承と南浜の歴史や周辺環境の変化についてです。

ご意見で、地域の歴史や周辺環境とあわせてこの教訓を伝承すべきという意見がございました。

被害の状況や教訓を伝承していくことが、それを伝える環境と別物になってはその効果も減退すると考えられる。

門脇町、南浜町、雲雀野町における教訓を後世に伝承していくということは、古くから水害によって被害を受け、そのためにそれを伝えるための祠や石碑などが建てられ、それが残っているという事実、そして門脇町、南浜町、雲雀野町の本来の原風景（湿地帯）が震災を機に再表出した環境そのものを再評価し、学び合い保全していくことだと考えている。

周辺と連携した実情と教訓の伝承とあるが、周辺という表面的な表現ではなく、周辺のみならずそれを構成している自然、風土、生態系などを含めた総合的な視点の環境としてはどうか。

といったご意見でございます。

論点は、基本構想の教訓の伝承の箇所にこういった地域の歴史や環境変化についての記述を追加するかということでございます。

事務局の対応方針でございますが、これもこの資料6の新旧対照表をあわせてごらんいただければと思います。

新旧対照表の2ページをお開きいただければと思います。

ここは基本方針の教訓の伝承の部分でございますが、ここにおきまして、この南浜地区がかつては砂浜や湿地であり人家がほとんどなかったこと、また、現在は瓦礫が撤去され、一部で地盤沈下の影響により湿地も出現しているということ、また、この教訓の伝承においてこの地のこれまでの歴史や震災後の環境変化とともに教訓を伝承するというような趣旨の言葉を追加したいと考えてございます。

また、同様に、空間構成の方針についてです。これも新旧対照表でいいますと5ページにな

りますが、ここの周辺環境のところについても同じように、「これまでの市街地の歴史や震災後の環境変化に触れ、残された遺構や追悼と鎮魂の丘で東日本大震災とその被害を実感するとともに」という形で、この地区の歴史や湿地になったという環境変化も含めて記憶を伝承していきたいというふうに考えてございます。

これにつきましては、第1回に今村委員からもこういった意見がございましたので、これも教訓の伝承において重要な要素として基本構想に加えていきたいと考えてございます。

ご審議よろしく申し上げます。

○涌井委員長

これはいかがでございましょうか。

私の意見を言わせていただくと、若干文章の構成に少しセンスの悪いところはあると思っていて、それはちょっと直したほうがいいと思うんだけど、いずれにしてもきょう、もちろん9まで議論して、文章の再構成をするときには、ちょっと早過ぎるのですけれども私にご一任をいただいて、私にセンスがあるかどうかは別問題としてご一任をいただくということになると思いますので、そうしたところは微修正で対応するというので、基本的な方向はこれでよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、これは了とさせていただきますと思います。

では、続いて論点の最後。

○東北地方整備局都市調整官

論点9、復興の象徴の場としての杜づくりについてです。

杜づくりの意味に関するご意見をいただきました。

杜をつくるということが重要なのではなく、そこで門脇町や南浜町、雲雀野町本来の自然風土、歴史などを尊重し保全する中で、命の大切さや自然のとうとさ、人の絆を学んでいくための手段として杜づくり、植樹活動が必要であり重要であると考えます。

年齢、所属を問わず多くの人々が植樹を通して生命を生み出していく活動は、かけがえのない数多くの人命を失ってしまったこの地だからこそなお意味のあることだと思ふ。各地各国の植樹をすることで、個人レベルの取り組みに加え、自治体や国レベルで震災の伝承や防災の取

り組みの魂魄をこの地にとどめることになれば、国、世界が一体となった自然災害への取り組みの一つの象徴になると思う。

遺族や犠牲者の感情に配慮し、追悼の象徴としての説明を加えてはどうか。

といったご意見でございます。

論点は、杜づくりの箇所にこの意味について記載するかということでございます。

事務局の対応方針でございますが、この杜づくりの目的として、これも資料6の新旧対照表の3ページになります。

ここは復興の象徴の場としてのメッセージを国内外に発信するということで、「樹木を植え」という言葉がございますが、そこにもともとは「思いを込めて」という言葉を使っておりました。ここに「自然への敬意や、犠牲者の追悼の思いとともに、人々の絆をつむぐために」という表現を事務局案としてはつけさせていただいております。

この理由といたしましては、委員会で杜づくりについてのご意見も古藤野委員からも出されていただいております。基本理念にあるとおり、杜づくりそのものが目的ではなくて、この杜づくりを通して犠牲者への追悼や、また自然への畏敬の思い、また人々の絆をつむいでいくことがこの公園の目的でもあるということで、記述を追加したいと考えてございます。

ご審議よろしく願いいたします。

○涌井委員長

これについてはいかがでしょうか。

古藤野委員、こういう追加でよろしゅうございますか。

○古藤野委員

考え方としては非常にいいと思います。

1点だけ、以前に私が発言したことでちょっと誤解を招いていることがございます。この地域にフランスとかほかの国から木を寄附したいというお話がありまして、ただ、それはフランスの木というものではなくて、地元の植生を考えた中で、そちらで考えて、苗づくりから総体で考えた中で、お金は出すし維持費も出すので考えてほしいということで、別にフランスの木を植えたりいろんな国の木を植えたりするということではなく、逆に私たちの会の中では、やはり地元の植生がベースになるべきだということです。それで、東北地方の昔からの植生もいろいろ勉強しながら考えていくべきだというふうな意見が出ています。

○涌井委員長

わかりました。全くそのとおりだと思うのです。

はい、どうぞ。

○亀山行政委員

杜づくりという考え方はある面ではいいと思うのですけれども、今言われたように、相当気をつけて植生について議論して取り組んでいかないと、結局これは大きく自然を変えることにもなりますので、これに本当に取り組む場合に、専門家の、しかも地元の生物学者の意見をしっかりと聞いてやらないと自然を壊すことにつながると思いますので、その辺は慎重に丁寧にしていただきたいと思います。

○涌井委員長

私も国連生物多様性の10年国内委員会委員長であるという立場がありますので、おっしゃるとおり、種内の遺伝子の多様性をどうやって確保するのかということはすごく重要なことでありまして、地場の、同じ種でも地場とほかでは違うという厳密さもありますので、そうしたことに配慮をすると、今、古藤野委員がおっしゃったご意見も、亀山委員がおっしゃったご意見も非常に貴重なご意見だと思いますので、これを念頭に置いて、事務局、これはどういうふうにしましょうか。

舟引委員、どうぞ。

○舟引行政委員

ちょっと事務局のかわりではありませんけれども、今まさに市長さんおっしゃったとおりであります。実は私ども、国土交通省がこの調査を復興庁になりかわってやっている最大の理由が、我々、数は少ないですけれども造園の専門の技術職員も抱えていて、全国に公園緑地の整備、保全をやっているということから、政府の中で我々が検討しているというふうにご理解をしていただければいいと思います。

その広い意味でいいますと、かつて明治神宮、ちょっとここと比較するのはいかがかと思いますが、全くの更地だったところに人工の森を、全国から献木をいただいて造成したのも実は我々の先輩方の仕事でございます。したがって、ここを、きょう特に高所作業車で上がりますと、あれだけ風が吹くような高い場所で、かつ風をある程度防ぎながら眺めを通さなければいけないというもの、そういったところにどういう植物がふさわしいか、また、先ほどから出てくる地元のをどう生かしていくかということについては、まさに我々技術者、役所の中だけでなく外の人たちも含めて、我々がいただいた一番大きな、ここに参加している課題だと考えております。心を受けとめてやっていきたいと思っております。

ただ、ひとつだけ申し上げますと、かなり広い公園になりますので、全てひとつの単一の考

え方で植栽をやるのが適切かという、これはレクリエーションの利用も当然ありますし、子供が遊べる場所もあるだろうし、花を楽しむ場所もあるかと思えます。その段階でいいますと、必ずしもその一義的に限定するのはこの段階では得策とは思えないということで、むしろこの修文の中では心を、植栽をプランニングしていく、設計していくための心をポイントとして、「自然への敬意」というのがまさにこの生態系への配慮という意味合いでございます。

最後の「人々の絆をつむぐ」とか追悼の思いとかいうのは、逆にいうとそのプロセス、どういう形で市民の皆様、国民の皆様に参加していただくというプロセスで絆をつむぐというようなことも考えられるでしょうから、そういうようなプロセスについても多少言及した意味でこの文章にしてご提案をしたところでございます。

いずれにいたしましても、そういった意見をこれは踏まえた上で次のステップへ進むと。最後はこれが本当に設計の段階まで、そのコンセプトが引き継がれていかないと現実のものにならないということをやはり明示して伝えてまいりたいと思っております。

○涌井委員長

ありがとうございます。まさに私も舟引委員のご意見に賛成です。

同時に、これから次の段階で、この場で言及する話ではないかと思えますけれども、植物にはサクセッションというのがありまして、先ほど舟引委員が言及された明治神宮も、実は20年、30年、50年、100年という形でその植生がどういうふうに変化するのかということも織り込みながら計画をしたものでありまして、そういう面で、在来種というものがいつの段階で活躍するのかということも、単に空間の問題だけではなくて時間軸の中でしっかり捉えていくようなそうした計画が必要なのかなという気がいたしますので、そのようなことがこの言葉に込められているというふうに理解をして、これを了としますがいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、これについてはそのようにさせていただきたいと思えます。

非常に時間をかけて、もう予定の時間より10分も過ぎているわけですが、議論させていただいたという趣旨は、通常パブコメというものについてはどちらかという意見を承っています。

すということにとどまるケースが多いんですけれども、ちょっと余計なことを申し上げますと、恐らく事務局が論点を整理して、あえてこの自分たちの重ねてきたこの委員会の議論をもう一度スイッチバックしているという、ここは先ほど舟引委員からお話があったように、実はこういう公園であればこそ、多くの多様な意見の持ち主の方々とつむぎ合ってひとつの結論を出すと、これが非常に重要だということに力点を置かれたことだというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、多少センスの悪い表現、その他あった場合には、大変申しわけないのでございますが、先ほどちょっと申し上げたように、私にセンスがあるというわけではありませんけれども、責任上私にご一任をいただくということでもよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、一任を受けさせていただきましたのでそのようにしたいと思います。

次に、最後の議論をよろしく願いいたします。

○東北地方整備局都市調整官

大変ありがとうございました。

その他、パブリックコメントでさまざまな意見をいただいております。それは資料3のほうにまとめてございますが、今回の論点のように大きな議論を要するものではなく、今後の参考事項や、まさに来年度検討していく事項で参考にできるもの、また、質問みたいなものでございますので、これは資料3のほうに対応案としてまとめてございますが、このような対応とさせていただきます。

具体的な提案は慰霊碑でもございましたとおり、来年度以降考えるべきものでございますので、おおむねそのような対応とさせていただきたいと思います。

続きまして、資料の8と9ですが、まずは資料8をごらんいただきたいと思います。縦長の1枚のものでございます。

次年度に向けた課題でございます。

これまでの有識者委員会の審議、またパブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえまして、以下に掲げる事項を次年度の基本計画段階において引き続き検討することとしたというところでございます。

慰霊碑や祈りの場のあり方、また、教訓の伝承のあり方、これは津波の高さの表現方法が入っております。また、自然環境の把握、日和山からの景観、公園全体の具体的な空間構成、また、多様な主体の参画・協働のあり方、来園者の安全確保のあり方、これら以上を踏まえた国・県・市の役割分担、こういったものが次年度に向けた課題かと考えてございます。この課題はしっかり来年度の検討に引き継いでいきたいと考えてございます。

また、何か追加すべき点とかございましたらご意見いただければと思います。

また、資料9、今後の予定でございます。

今年度はこの委員会が最終委員会でございます、先ほど涌井先生の話もございましたが、今回の委員会のご意見を踏まえまして最終版の基本構想というのを年度末に公表してまいりたいと考えてございます。

また、来年度は基本計画の検討調査の費用が予算に計上されてございますので、来年度は基本計画の検討も行っていく予定でございます。

また、これは県と市の業務でございますが、この南浜地区の公園についての都市計画決定を来年度中に行っていくということでございます。

また、市のほうで、この委員会でも情報提供させていただいておりますが、震災伝承検討委員会のほうもことし12月までということでございますので、これの議論とも平仄を合わせながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○涌井委員長

これについて、何かご意見なり補足、ご質問。

岸井委員。

○岸井委員

次年度に向けた課題なのですが、ここに書かれていることは日和山からの景観と書かれている部分に象徴されるように、あくまでも公園の中の話しか出てこない。これは非常にまずいと思います。周辺市街地との関係とか連携とかそういうことこそしっかりやっていただかなければいけないので、その視点でぜひ、次年度の課題を洗い出していきたいと思っております。

○涌井委員長

事務局。

○東北地方整備局都市調整官

失礼いたしました。周辺市外との関係は岸井委員に第1回の委員会で言われたことござい

まして、常々意識していることではございます。それにつきましても、次年度の大きな課題として精査させていただきたいと思います。

○涌井委員長

では、これはつけ加えるということによろしゅうございますね。

では牛尾委員、どうぞ。

○牛尾委員

私は宮城県の震災遺構の委員もやっているのですが、昨日岩沼の貞観と慶長津波の地層が偶然発見されたという遺跡を視察してきました。これまでの公園の議論というのは地表の部分があったのですが、おそらく今後、公園をつくるための調査をしてボーリングが行われると思います。その際、石巻の地区は多分さまざまな地層で津波や何かの跡が残っている可能性もあると思いますので、その点に関して何らかの、それが記憶の伝承なのかどの部分に入るのかはわからないのですが、少し留意していただいたほうがいいかなという気がいたします。

○涌井委員長

今のご意見について、いかがですか。

はい、どうぞ。

○事務局（石巻市復興政策部復興政策課）

恐れ入ります。今の津波の痕跡のお話、これは南浜に限定してということでしょうか。

○牛尾委員

南浜……では、ほかの地域については考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（石巻市復興政策部復興政策課）

基本的にこれまでのデータで、ただ発掘調査を行っておりませんが、産業総合研究所のボーリング調査では、渡波地区、それから西側の門脇地区、そちらの沖積地のところでは古い時期も含めての津波堆積物の痕跡が確認されておりますが、南浜地区ではちょっとそのケースは難しいということは、調査結果としてはございます。

○牛尾委員

私は専門家ではありませんが、できればということをお願いしたいと思っております。

○涌井委員長

わかりました。

どうぞ。

○古藤野委員

先ほど出てきたと思うんですけども、地域の風土や歴史、これの伝承もあったと思うのですけれども、これは自然環境の把握というところに含まれると考えてよろしいでしょうか。

○涌井委員長

事務局、お願いします。

○東北地方整備局都市調整官

自然環境の把握、今年度ちょっと足りていないところもございまして、あえてというふうなところでもございました。当然こういったことも、これしかやらないということではなくて、この委員会としては申し送り事項というような形でちょっと、先ほどの議論とかパブコメも踏まえて整理したものでございますが、当然そういった歴史みたいなものをどう公園の計画に反映させるかということも重要な点だと思っておりますし、必要であればこの課題に加えることも全然構わないことだと思っております。

○涌井委員長

私からの意見なのですが、先ほど来、古藤野委員が盛んにおっしゃっておられる、要するに南浜地区そのもののコミュニティーがばらばらになってしまう、同時に、ここで暮らしてきた痕跡というものも風化してしまう危険性がある、しかも学校の問題もある。そういう意味では、この公園を、全体についてもそうなんですけれども、可能な限りこの地区にある程度絞り込んだ地域の歴史的な積層性みたいなものはしっかりと次の計画の中に引き継いでいく必要があるような気がしますので、それがひとつのこの地域でさまざまな思いを持たれている方の心にとんと落ちるものにつながってくるのではないかというふうに思いますので、これはぜひつけ加えていただきたいと思います。これも私が責任を持って引き受けた中で対処させていただきたいと思います。市街地の件もしかりでありますけれども。

いかがでございますでしょうか。そのほか。

○千葉行政委員代理

今回の公園というのは石巻だけでなく宮城県全体というところをターゲットにしているわけですので、そういう宮城県内の各市町でも復興公園、計画されています。そういったところとの連携のあり方だとか、あともっと言えば県外のそういう公園との連携のあり方だとか、さらには、これは国レベルの話なのだと思いますけれども、国外へのそういう発信だとか、そういったことをぜひ来年の中で検討していただけるとありがたいなと思います。

○涌井委員長

そのとおりだと思います。これも私が責任を持ってお引き受けいたします。

そのほかいかがですか。

はい、どうぞ。

○森山副委員長

ちょっと、基本計画段階に入ることなのでぜひ、こういったことを含めて計画の中の維持管理をどうするかとか、あるいは公園を誰がどういうふうにするのかという、使い方とか、周囲の人たちとか、もう少し国レベルでもグローバル的なものでもいいのですが、そういう使う方を考えての運営というところも基本計画の中で考えながら、ぜひ計画を立案していただきたいと思います。

あとは、ちょっとここにも含まれているかと思いますが、やはり植栽のデザイン、杜づくりという大きなひとつのテーマがきょう出てきましたので、ぜひ全体の植物をどういうふうにするかというその辺も基本計画の中でしっかり、維持管理にかなりかかわりますのでお願いできればと思います。

○涌井委員長

ありがとうございました。

よろしゅうございましょうか、それでは、ただいまいただいたご意見は次年度に向けた課題の中にそれぞれ、私が一任を受けて事務局と協議をさせていただいて、責任を持って次年度に申し継ぐというそういう様式をとらせていただきたいと思います。それについてはまた事務局のほうから、きょうご発言いただいた先生方のみならず全委員にウェブでお知らせをするということでもよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○涌井委員長

では、そのようにさせていただきたいと思います。

それで、これでもうこの議論はおしまいになるわけでありまして、最後に、せっかくですから、これまで半年間この議論をずっと続けてまいりました。そこで、それぞれ行政側の委員にもいろんな思いがあるかと思いますが、一言ずつ、大変恐縮なのですが、私の案であります、亀山委員、そして三浦委員の代理、そして地方整備局を含めて、一言ずつちょっと、来年度もにらみながら話をいただければと思います。

では、亀山委員、よろしくお願ひいたします。

○亀山行政委員

有識者委員会の中でいろいろと議論させていただきました。地元としても大変ありがたく思っております。

そういった中で、やはり多くの犠牲者の祈りの場、あるいは伝承の場として、この震災を受け継いでいくということが必要だろうと思いますし、やはり教訓として残していくためには次世代を担う子供たちに対してしっかりと伝えていく施設が必要だと思っております。そういう意味では、ハード、ソフト両面から鎮魂、アーカイブ、そして復興というような場所として、そういったものを伝えていく場所として、次の基本計画でしっかりと計画を立てていただくようお願いいたします。私からの挨拶とさせていただきます。

○涌井委員長

ありがとうございました。

では、どうぞよろしく願いいたします。

○千葉行政委員代理

先ほどもお話ししましたが、宮城県で来年度から再生期ということで、これも申し上げましたけれども創造的な復興を県としては全力を挙げて取り組んでいくということで取り組んでおります。

こうした中で、やはり今度3月11日を迎える中で、仮といたら失礼になるのですが、言葉がよくないかもわかりませんが、なかなか県民の人がこぞって慰霊をする場がなかなかできないというのも事実です。そういう意味で今回の公園が追悼、鎮魂の場として県民の皆さんのそういう場にふさわしいものになるように、宮城県として全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

来年度、都市計画決定があるということで、これは規模上、宮城県設定になりますので、基本計画の議論をしっかり踏まえて、それに向けて我々も取り組んでいきたいと思っております。また、各市町で今取り組んでいるそういう公園の連携についても県が主体的になって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○涌井委員長

ありがとうございます。

それでは、東北地方整備局から。

○岡本行政委員

4回にわたってご審議賜りまして本当にありがとうございました。

きょうまでの審議で、ある意味基本構想の、公園に魂を入れるという作業が見えてきたのではないかなと思っております。来年度以降、これはスケジュールのほうでも説明がありましたけれども、基本計画ということでその魂をどういうふうに具体的に形にあらわしていくかということでございまして、また引き続き我々整備局としてもしっかりと対応をさせていただきたいと思っておりますし、また、今回お世話になりました先生方皆様には引き続きいろいろな形でご支援賜りたいと思っておりますので、ぜひご協力を引き続きお願いしたいということで、お願いとあわせて私からの挨拶とさせていただければと思います。ありがとうございました。

○涌井委員長

ありがとうございました。

それでは、ちょっと最後に私のほうからも。

半年間にわたりいろいろ委員の諸先生方のご助成、ご協力、本当にありがとうございました。私も振り返ってみますと、震災直後にこの石巻を訪問させていただきまして、あの当時の原風景はいまだに心に焼き付いているところであります。しかし、それはそれとして、今回この計画の議論をさせていただきながら、非常に重たいという思いが心の中に日々増すばかりであります。犠牲者の数というのは単なる数でありますけれども、実はその数の後ろ側にはお一人お一人の人生があって、必ずしも犠牲者数という形だけでは語りつくされるものではない。それに応じた多様なご意見があって多様な思いがあることを受けとめながら、一体共通項をどうやって探して、皆さんが大切に育てていただける公園の基盤をどうつくるのかというのは、実は姿かたちをつくるよりもこうした議論を丁寧に重ねていきながら、気持ちをひとつの方向にまとめていくことこそには実はこの公園の価値があるというふうに思っておりますので、そうした意味で、私にとっては一番印象的だったのは、市民フォーラムの席で自治会長さんが、ここに住んでいたことがいいか悪いかということは自問自答しているというこういう言葉の中に非常に率直な思いを感じたわけでありまして。いろんな思いが多分あって、その思いを少しずつ共通項だけを抜き出して、どういう方向が望ましいのかということに、ある程度この先生方の、もういろんなさまざまな議論を重ねることによって近づいてこられたのではないかなと。これを今、最後にいろいろご意見を頂戴したように、次年度の基本計画の委員会にどう引き継いでいくのかということが非常に重要な課題だろうというふうに思っておりますので、次年度にどなたがこれを引き継いでいくのかわかりませんが、そうした方向をしっかりと申し継いでいく役割を担わせていただければというふうに思います。

半年間、どうもありがとうございました。

○東北地方整備局都市・住宅整備課建設専門官

それでは、長時間にわたりましてご審議いただき本当にありがとうございました。

これをもちまして、本年度最終でございます第4回宮城県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(午後 4時30分 閉会)